○ひたちなか市補助金等交付規則

平成6年11月1日 規則第40号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例、その他規則等(以下「法令等」という。)に定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定及び管理等に関する基本的事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「補助金等」とは、市が交付する次に掲げるものをいう。
 - (1) 補助金
 - (2) 交付金
 - (3) 利子補給金
 - (4) その他相当の反対給付を受けない給付金のうち市長が指定する給付金
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助金等の交付の決定を受けて、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 補助事業者等が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする<u>前号</u>の給付金の交付を受ける者がその交付の目的に従い利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、<u>前項第1号</u>の給付金の交付又は<u>同項第2号</u>の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(市長の責務)

- 第3条 市長は、補助金等に係る予算を計上するに当たっては、市の公益を増進し、かつ、市行財政の運営上 真に必要がある場合においてのみ、法令等の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する 経費を算出するように努めるものとする。
- 2 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令等及び予算で定めるところに従って公正かつ 効率的に使用されるように努めなければならない。
- 3 <u>前項</u>の規定により、市長は、関係職員をして当該補助事業者等を指導させ、補助事業等の執行状況を常に 把握するよう努めるものとする。

(補助事業者等の責務)

- 第4条 補助事業者等は、補助金等の交付決定の内容又は市長がこれに付した条件及び指示事項に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行い、補助金等を他の用途に使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子を軽減しないことにより、補給金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)してはならない。
- 2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、間接補助金等を他の用途に使用(利子の軽減を目的とする<u>第2条第4項第1号</u>に定める給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、<u>同項第2号</u>に定める資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより、不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)させてはならない。

(補助金等の交付対象)

第5条 補助金等は、補助事業者等に対し予算の範囲内において、補助事業等の執行に必要な経費の全部又は 一部について交付する。

(補助金等の交付申請)

- 第6条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(<u>様式第1号</u>) に、次に掲げる書類を添えて、特別の理由のない限り毎年11月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等にあっては、書類の全部又は一部を提出しないことができる。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 工事設計図書
 - (4) その他市長が必要とする書類

(補助金等の交付決定)

第7条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地 調査等を行い、補助金等交付決定審査調書(<u>様式第4号</u>)を作成のうえ、補助金等の交付の適否を決定する。 2 市長は、<u>前項</u>の場合において補助金等の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、当該補助事業等の遂行が困難とならない範囲において修正を加えて、補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付決定の通知)

- 第8条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書(<u>様式第5号</u>)により、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件及び指示事項を付して、当該申請者に通知する。
- 2 <u>前項</u>の規定による通知は、別に定めがあるものを除き、補助金等の交付の申請があった日から14日以内に 行うものとする。

(計画変更の承認等)

- 第9条 補助事業者等は、<u>次の各号</u>の一に該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更申請書(<u>様式第6</u> <u>号</u>)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、既に決定した補助金等の額に異動を生じない軽微な変更については、この限りでない。
 - (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難になったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、<u>第1項</u>の補助事業等計画変更申請書の提出があった場合、又は<u>前項</u>の報告があった場合は、補助 金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 市長は、<u>前項</u>の規定により、補助金等の交付を変更したときは、補助金等交付決定変更通知書(<u>様式第7</u> <u>号</u>)により、<u>前条第1項</u>の規定による補助金等交付決定通知書に付した条件及び指示事項のほか、必要な条件及び指示事項を付して当該申請者に通知する。

(補助金等の交付申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者等は、第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該補助金等の交付の決定 内容又はこれに付された条件若しくは指示事項に不服があるときは、補助金等の決定の日から20日以内に 補助金等の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 <u>前項</u>の規定により申請の取下げがあったときは、当該補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。 (補助事業等の届出)
- 第11条 補助事業者等は、補助事業等に係る工事に着手したときは、補助事業等工事着手届(<u>様式第8号</u>)を、 当該工事が完了したときは、補助事業等工事完了届(<u>様式第8号</u>)を速やかに市長に提出しなければならない

(完了検査の実施等)

- 第12条 市長は、補助事業等工事完了届を受理したときは、関係職員をして市事業の例により完了検査を行わせ、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定する。
- 2 <u>前項</u>の規定による補助金等の確定額が<u>第8条第1項</u>の規定による通知額に相違するときは、市長は、補助金 等確定通知書(<u>様式第9号</u>)により、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(補助金等の請求)

- 第13条 補助金等は、補助事業者等が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、 市長において特に必要があると認めるときは、補助事業等の性質及び補助金等の額を勘案のうえ、補助事 業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算払若しくは前金払として交付することができる。
- 2 補助事業者等は、<u>前項</u>の規定により補助金等の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書(<u>様式第</u>10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等にあっては、書類の全部又は一部を提出しないことができる。
 - (1) 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要とする書類

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第14条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示事項等に従って行われていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、補助事業等の計画等に従って遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、補助事業者等が<u>前項</u>の命令に違反したときは、当該補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の一 時停止を命ずることができる。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者等は、当該補助事業等を完了し、補助金等の交付を受けたときは、当該年度の出納閉鎖期日の5月末日までに、補助事業等実績報告書(<u>様式第11号</u>)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等にあっては、書類の全部又は一部を提出しないことができる。
 - (1) 収支決算書(様式第12号)

- (2) その他市長が必要とする書類
- 2 前項の規定は、補助事業等が市の会計年度内に完了しない場合における当該年度に係る補助事業等の実績報告又は補助事業等の中止若しくは廃止について市長の承認を受けた場合、準用する。

(補助金等の交付決定の取消し)

- 第16条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、<u>次の各号</u>の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金等交付申請書又は補助事業等実績報告書等の書類に虚偽の事実があったとき。
 - (2) 補助金等を当該補助事業等の目的以外の使途に充てた事実があったとき。
 - (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示事項に従わなかったとき。
 - (4) 補助事業等の施行方法が不適当と認められるとき。
 - (5) 補助事業等について不正な事実があったとき。
 - (6) その他法令等又はこれに基づいた処分に違反したとき。
- 2 市長は、間接補助事業者等が間接補助金等について<u>前項</u>に規定する事実があると認めるときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (補助金等の返還)
- 第17条 市長は、第9条第3項又は前条の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等のうち当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、<u>第12条第1項</u>の規定により、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、 既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。 (財産処分の制限)
- 第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。
 - (1) 不動産及びその従物
 - (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
 - (3) その他市長が特に指定するもの

(帳簿等の備付け)

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿書類を備え付け、整備して相当期間保管しておかなければならない。

(立入調査等)

- 第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対し報告を求め、又は関係職員をその事務所、事業場等に立ち入らせ、当該補助事業等又は間接補助事業等に係る帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 <u>前項</u>の規定による関係職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 補助事業者等は、間接補助金等の交付の決定に当たっては、市長が必要に応じて間接補助事業者等に対し報告を求め、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は関係職員をその事務所、事業場等に立ち入らせ、当該間接補助金等に係る帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある旨の条件を付さなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。(補則)
- 第21条 この規則に定めるもののほか,補助金等の交付に関し必要事項は,別に定める。

付 則

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成8年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの様式による用紙については、当分の間、所要の補正をした上、なお使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名)殿

申請者 住所(所在地) 団体等名称 代表者職氏名

補助金等交付申請書(年度)

年度(補助金等の名称)について,交付を受けたいのでひたちなか市補助金等交付規 則第6条の規定により,関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の申請金額

金 円

- 3 付記事項
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3)

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

				事	業	計		圃	書				
補	名	称											
助	場	所	(対象地域	戊・地区	等名)							
	目	的											
事	内	容											
業	期待効	される 果											
等	期	間	(期日・其	別限)									
計	計 総 経 費		(事業費)	(事業費) 円									
画	付部	2 事項											
			Þŧ	補助事業	美等に	要る絶	圣費	の基礎	楚(配:	分)◀			
	補	助马	事 業 等		単	84.	п.	1346	Įn-		dot	Auto	2005
区	分	種別	内	容	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
									円		円		
_				~~~~	_		_				~~~~		

備考 この様式は、必要に応じ適宜修正し、又は別に明細書を添えて説明することができる。

様式第3号(第6条関係)

収支予算書

1 収入予算

科	目	予 本 年	算度 前	額年 度	比 較 増減額	摘要(積算基礎)
市補	助 金		円	円	円	
合	計					

2 支出予算

科	目	予	Î	î (領	比 較	摘要(積算基礎)
1-1	FI	本 年		前年			1向安(恒外26吨/
			円		円	円	
					~~~		
合	#						

- 備考 (1) この収支予算書は、補助事業等に係る収支に限り作成すること。
  - (2) 収入予算のうち市からの補助金等については、その基礎を「摘要」欄に必ず 記載すること。
  - (3) 建設事業等に係る収支予算書については、できる限り見積書又は契約書の写 しを添付すること。

様式第4号(第7条関係)

# 様式第4号(第7条関係)

(表)

				補助	)金等	交付決:	定審査調	<u>a</u>					
	年度		会計	款		項		B		主部課	管名		
補」	助金等の	名称					補助等の	つ種別	法 律	· 条	例	· 予	算
申	住所(所在	E地)					補助等の	の区分	建設・その他		) )	· 運信	ţ.
請	団体等名代表者職			補助等法令等									
者	事 務	局	民間自主 その他 (	運営	・市技	愛助・	新規継続	売の別	新規・ 降)	継続	(	年度	ま以
[2	ζ	分	申	請	の	要	旨	審	查	の	所	Ę	1
	名	称											
補	場	所	(地域・1	也区等	9名)								
助事	目	的						(公共	公益性)				
業等	内	容											
審	期	間	(期日・非	期限等	亭)								
査	経	費	(事業費)				円						
補	区	分	申請金額	質の		查	定額	摘				3	Į.
助助	事業多	₹(A)			円		円						
金		頁(B)											
等	補助等基 (A) - (B)	本額 (C)											
の査	補助等率	区(D)	/ ·			/	•						
定	補助金等 (C)×(D)	の額 (E)											
補交	助 金 付 決 定	等額											

(裏)

D	区 分	r	審	查	等	Ø	概	要	
総合	補助等の効	果							
意見	行政責任関	倸							
	助 金 等 交 条								
	助金等の交付 る 指 示 事								
そ	の他必要事	項							
関係	審査職職氏	員名							
職員	指導,管職員職氏								
審	査 年 月	日	(関係書類)			(現地)			

- 備考 (1) 記載欄中, 既設定の事項については, 該当するものを○で囲むこと。
  - (2) 「補助金等の査定」欄については、補助等基本額を超えた額で補助事業等を 実施する場合は、当該補助事業等に要する経費の総額を「事業費」欄に、事業 費と補助等基本額との差額を「控除額」欄に記載すること。なお、この場合に は、「摘要」欄に控除額の説明を記載すること。
  - (3) この様式は、必要に応じ適宜修正し、又は別に明細書を添えて説明すること ができる。

様式第5号(第8条関係)

ひたちなか市指令第

補助金等交付決定通知書

申請者

住所(所在地)

団体等名称

代表者職氏名 殿

年 月 日付けで申請のあった 年度(補助金等の名称)について、ひたち なか市補助金等交付規則第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定した ので、同規則第8条第1項の規定により通知する。

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名)印

補助金等の名称	
補助金等の 交付金額	金 円
補助金等の 交付対象事業	(補助金等交付申請書記載のとおりとする。)
補助金等の 交付条件	
補助金等交付に係る 指 示 事 項	

#### 様式第6号(第9条関係)

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名)殿

補助事業者等 住所(所在地) 団 体 等 名 称 代表者職氏名

補助事業等計画変更申請書

年 月 日付けで申請した 年度(補助金等の名称)に係る事業計画を変更 したいので,ひたちなか市補助金等交付規則第9条第1項の規定により承認を得たく申請し ます。

- 1 補助事業等の名称
- 2 事業計画変更の理由
- 3 事業計画変更の内容 (様式第2号事業計画書及び様式第3号収支予算書を用いる。)
- 4 事業計画変更の年月日
- 5 付記事項
- 6 添付書類
- 備考 事業計画変更の内容の記載要領は、変更前の計画を黒書し、変更しようとする計 画を変更前の計画の上段に赤書すること。

## 様式第7号(第9条関係)

ひたちなか市指令第 号

補助金等交付決定変更通知書

申請者

住所(所在地)

団体等名称

代表者職氏名 殿

年 月 日付けひたちなか市指令第 号により通知した 年度(補助金等 の名称)について、次のとおり交付金額を変更したので、ひたちなか市補助金等交付規則 第9条第4項の規定により通知する。

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名)印

補助金等の名称	
補変更前の交付通知額	金 円
変 更 増 減 額	金 円
等 変更後の交付決定額	金 円
補助金等の変更理由	
補助金等の交付条件	
補助金等交付に係る 指 示 事 項	

#### 様式第8号(第11条関係)

補助事業等工事着手届完了

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名)殿

補助事業者等 住所(所在地) 団 体 等 名 称 代表者職氏名

次のとおり事業を着手したので、ひたちなか市補助金等交付規則第11条の規定により、 お届けします。

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の施行場所
- 3 補助事業等の施行金額 予定
- 4 補助事業等の^{着手}年月日 完了
- 5 付記事項

## 様式第9号(第12条関係)

ひたちなか市指令第 号

補助金等確定通知書

補助事業者等

住所(所在地)

団体等名称

代表者職氏名 殿

年 月 日ひたちなか市指令第 号により通知した 年度(補助金等の名称)について,ひたちなか市補助金等交付規則第12条第1項の規定により,次のとおり交付する額を確定したので,同規則同条第2項の規定により通知する。

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名)印

記

補助金等	の名を	5		
	決定通知額	(金	· 円	
助金 一確定 交付	増減	9 金	2 円	
等 交 付	確定義	9 金	2 円	
補助金等ともな				
付 記	事項	(		

備考 「補助金等確定にともなう措置」欄には、既に補助金等が交付されている場合、 当該交付金額の取扱い等について記載すること。

様式第10号(第13条関係)

### 様式第10号(第13条関係)

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名)殿

補助事業者等 住所(所在地)

団体等名称

代表者職氏名

1

補助金等交付請求書(年度)

年 月 日付けひたちなか市指令第 号により交付決定のあった 年度 (補助金等の名称)を,ひたちなか市補助金等交付規則第13条第2項の規定により,請求します。

補	助事	業等	きの名	5 称		
補	助金	等	の名	称		
補	交付	決	定通知	田額	金	円
助	既	交	付	額	金	円
金	今回	]交(	付請求	<b></b> ∤額	金	円
等	未	交	付	額	金	円
付	記		事	項		
添	付		書	類	(1) (2)	補助金等交付決定通知書写

#### 様式第11号(第15条関係)

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名)殿

補助事業者等 住所(所在地) 団 体 等 名 称 代表者職氏名

補助事業等実績報告書(年度)

年 月 日付けひたちなか市指令第 号により補助金等の交付決定の通知 を受けた(補助事業等の名称)が完了したので、ひたちなか市補助金等交付規則第15条第1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

補	助金等	笋の名	称	
補助金等	交付	決定	額	金 円
金等	精	算	額	金 円
補助事業等の成果			龙果	別添「事業成果書」のとおり (事業成果書は、様式第2号事業計画書に準じて作成すること。)
付	記	事	項	
添	付	書	類	(1) 収支決算書 (2)

様式第12号(第15条関係	様式第	12号	(第1	15条	関	係
---------------	-----	-----	-----	-----	---	---

# 収支決算書

### 1 収入決算

	44.7	レくラト						
科			目	予算現額	決算額	比 較増減額	摘 要(説	明)
市	補	助	金	円	円	円		
_			_					

# 2 支出決算

- >							
科	目	予算現額	決算額	比 較増減額	摘	要(説	明)
		円	円	円			

# 3 収入支出差引

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘 要(てん末)
円	円	円	

- 備考 (1) この収支決算書は、補助事業等に係る決算に限り作成すること。
  - (2) 収入支出差引中の「摘要」欄には、収入支出差引過不足額の処理の方法等に ついて記載すること。
  - (3) 建設事業等に係る収支決算書については、できる限り契約書の写しを添付す ること。